



子どものための各種手当・制度



お子さんがいるご家庭では、児童手当などを受けることができます。

児童手当

【対象】

高校卒業（18歳到達後最初の3月31日を迎える）前までの児童を養育している保護者

【手当月額】

3歳未満	15,000円
3歳以上高校卒業前の第1子、第2子	10,000円
上記に関わらず第3子以降	30,000円

【支給月】2・4・6・8・10・12月

【現況届】

令和4年度から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出が原則「不要」となりました。

ただし、受給対象児童が豊浦町以外に住民登録されている受給者の方、生計監護の確認が必要な方は引き続き現況届の提出が必要となります。対象者へは別途郵送にて案内いたします。

提出が無い場合、手当が受けられなくなったり、遅れる場合がありますので、期限までに提出してください。

児童扶養手当

【対象】

次の①から④にあてはまる児童（18歳到達後最初の3月31日を迎える前までの児童か20歳未満で中程度以上の障がいの状態にある児童）を養育している父か母、父や母にかわってその児童を養育している方。

- ①父と母が離婚した
- ②父または母が死亡した
- ③父または母が重度の障がいの状態にある
- ④母が未婚

【手当月額】令和8年4月分から

区分	全部支給	一部支給
児童1人目	48,050円	48,040円～11,340円
児童2人目以降	11,350円	11,340円～5,680円

【支給月】1・3・5・7・9・11月

【現況届】

すべての児童扶養手当の受給者は、8月1日から31日までに現況届を提出する必要があります。案内は、後日、郵送いたします。

高校生の通学費などの補助

【対象】

豊浦町に住所を有する定期券などを利用する高校生または、その保護者

【補助額】

定期券の額の1/2

【申請方法】

申請書の他、通学する学校からの証明書、通学費を支払ったことを証明できる書類（定期券の写しや領収書、下宿で胆振西学区の高校へ通学する場合は契約書など）

【その他】

- ・他の制度を利用している場合や、町税などを滞納している方は対象とならない場合があります。
- ・必ず年度内（4月～翌年の3月）に申請してください。4月に入ってから、さかのぼって申請することはできません。

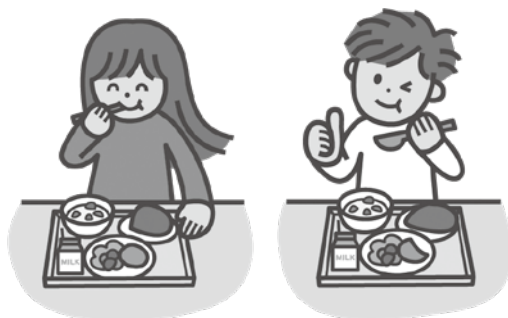
学校給食費の助成

【対象】

豊浦町立の小中学校に通学し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者

【助成額】

給食費の全額を無償としています。



問 こども家庭センター こども支援係 ☎ 82-3880